

平成19年度行政監査及び財政援助団体等監査

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について (事務面)</p> <p>① 募集・選定・評価に関する事項</p> <p>ア 応募にあたって、3社の共同企業体として応募があり、選定が行われたが、応募者の変更等の手続きがとられることなく、そのうちの1社が指定管理者となった。他の2社は、当初の共同事業者としての担当業務を指定管理者より受託している。 (建設局公園砂防部管理課・ 北神戸田園スポーツ公園)</p> <p>申請者に異動がある場合は、異動届等の提出を求めるべきである。</p> <p>イ 利用者満足度調査(アンケート)について 調査内容が指定管理業務でないもの、口頭での聞き取りのみで調査の内容が確認できない事例が見受けられた。 (保健福祉局子育て支援部・ 神戸市立母子福祉センター) (産業振興局農水産課・神戸市立水産会館)</p> <p>適切な調査を実施するべきである。</p>	<p>ア 応募にあたっては、共同企業体として応募してきており、選定も共同企業体を前提として採点が行われていることから、異動届等の提出を求めるべきであった。今後、同様の事例が発生した場合は、このような誤りのないよう留意する。</p> <p>ア 平成19年度の利用者満足度調査については、直接の指定管理業務に即した内容に改める措置を講じた。 (保健福祉局子育て支援部・ 神戸市立母子福祉センター)</p> <p>ア 平成20年2月より、書面による利用者満足度調査を実施した。 (産業振興局農水産課・ 神戸市立水産会館)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について (事務面)</p> <p>②使用許可・使用料・利用料金に関する事項</p> <p>ア 施設利用者の利便性を高めるために、条例上の使用料徴収の対象となっていない場所を使用しているが、使用にあたって、指定管理者が目的外使用許可等の手続きをとっていない事例が見受けられた。</p> <p>a 実費弁償相当分として、使用料を徴収している事例 (教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・ 神戸ポートアイランドホール)</p> <p>b 講座を開催して、受講料を徴収している事例 (市民参画推進局市民生活部勤労市民課・ 神戸市立兵庫勤労市民センター)</p> <p>必要な手続きをとるよう指導し、使用料等の徴収根拠を明確にするべきである。</p>	<p>アのa 指定管理者に対し当該場所を使用する場合には、目的外使用許可の手続きを行うよう指導する措置を講じた。 (教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸ポートアイランドホール)</p> <p>アのb 指定管理者との協定書等の中に、本市の実施事業として、講座の実施に協力することを盛り込むこととした。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>イ 指定管理者が使用許可業務を行うにあたって、使用申請書等の必要な書類を利用者から提出させていない事例、利用者に対し使用許可書が発行されていない事例が見受けられた。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部観光交流課・神戸市立神戸セミナーハウス) (みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー) (建設局公園砂防部管理課・落合中央公園 [北須磨文化センター])</p> <p>適正な処理を行うよう指導するべきである。</p>	<p>イ 申請書・許可書等の必要書類の様式を整え、現在は申請書の受領、許可書の発行など適切な処理を行っている。 (国際文化観光局文化観光部観光交流課・神戸市立神戸セミナーハウス)</p> <p>イ 平成20年度中に協議を行い、申請書及び許可書の取扱いについて、改正前の神戸市立須磨ヨットハーバー条例施行規則に定めていた様式に準じて適正に処理するよう仕様書に記載することとする。 指定管理者の準備が整い次第、処理方法を変更させる。 (みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)</p> <p>イ 平成19年度より、返還金の口座振込依頼書を作成し、また、必要書類の様式を変更し、適正な手続きが行えるよう措置を講じた。 (建設局公園砂防部管理課・落合中央公園 [北須磨文化センター])</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針</p> <p>措置済</p>
<p>ウ 施設の設置目的に沿った使用をする団体については、使用料が無料となる施設において、本市が示した基準に基づき指定管理者が審査し、無料使用できる団体を決定しているが、協定書等で審査事務の詳細や審査基準が明確に示されていない事例が見受けられた。</p> <p>(市民参画推進局市民生活部青少年課・神戸市青少年会館)</p> <p>明確に示すべきである。</p>	<p>ウ 平成20年度に締結する協定書に、指摘事項のとおり、本市が示した基準に基づき指定管理者が審査し、その結果について本市へ報告する旨、記載した。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>エ 所定の期日までに使用取消を申し出れば，利用料金の返還が認められる場合に，返還申請書の書類上の日付では，所定の期日を経過した日付が記載されている事例が見受けられた。返還申請書の書類上の日付は，利用者が申請書を記載する際の日付となっているが，実際の使用取消の申し出は，電話による申し出も認めていることから，受電日を使用取消の受付日として処理している。</p> <p>(市民参画推進局市民生活部勤労市民課・神戸市勤労会館，神戸市立兵庫勤労市民センター)</p> <p>所定の期日までの使用取消であることがわかるような事務を行うように，指導するべきである。</p> <p>オ 指定管理者から本市への使用料の納付について，協定書上期日を具体的に規定せず，「指定された納期までに本市へ納付すること」としていて，年度末に使用料の納付書をまとめて指定管理者に発行している事例が見受けられた。</p> <p>(みなと総局みなと振興部経営課・新港フェリーターミナル，中突堤中央ターミナル東館，中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル)</p> <p>納期を具体的に定め，定期的に収納すべきである。</p>	<p>エ 指定管理者では，電話による使用取消があった場合，当該日を取消日とすることを，台帳・返還請求書等にその旨を記載するよう事務処理を改めた。</p> <p>オ 平成20年度より仕様書において具体的に納期を定めた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について(事務面)</p> <p>③ 事業等運営に関する事項</p> <p>ア 在宅障害者福祉センター，ワークセンター，自立センター，障害者デイサービス施設の応募要領，協定書，仕様書上で，同じ事業が複数施設の業務として重複して記載されているが，それぞれの施設別の業務分担が明確でない。</p> <p>(保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立在宅障害者福祉センター，神戸市立ワークセンター，神戸市立自立センター，神戸市立障害者デイサービス施設)</p> <p>業務分担を明確にするべきである。</p>	<p>ア 在宅障害者福祉センターでは，障害者の円滑な在宅生活を支援するため，障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等各種の事業を実施している。</p> <p>これらの事業の実施に際しては，施設のハードの部分を「在宅障害者福祉センター」に，サービス提供部分(ソフトの部分)を「デイサービス施設」の業務と位置づけているため，同じ事業を重複して協定書等に記載している。</p> <p>また，重症通園事業は，国要綱上，障害福祉施設に付置することと規定されており，自立支援法施行後は，「自立センターひょうご」「デイサービス施設」の2か所に付置し運営しているため，各施設の協定書ごとに記載している。</p> <p>次回の指定管理者指定の際は，業務内容について，より詳細に明記するなどの改善を講じたい。</p>	<p>措置方針</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について（事務面）</p> <p>④ 会計・財産管理に関する事項</p> <p>ア 利用料金制を採用している施設において、前金払でエレベーターの保守管理費用 100 万円を指定管理料として支出しているが、保守管理状況の報告をもらっておらず、履行確認をしていない。</p> <p>（保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立魚崎デイサービス施設）</p> <p>報告書を提出させるとともに履行確認を行うべきである。</p>	<p>ア 監査実施後、速やかに当該事業所から平成 18 年度の保守管理状況の報告書を提出させ、履行確認を行った。</p>	措置済
<p>(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について（事務面）</p> <p>⑤ その他</p> <p>ア 通常、協定書には施設・設備の維持管理に関して、その詳細を指示する仕様書が添付され、それに基づいて業務が行われる。ところが、一定規模の施設でありながら、この種の仕様書が作成されていない事例が見受けられた。</p> <p>（保健福祉局子育て支援部・神戸市立総合児童センター）</p> <p>（保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立在宅障害者福祉センター）</p> <p>作成するべきである。</p> <p>イ 修繕費について協定書に精算条項がないために、修繕費の流用を禁止していながら、結果的に流用を認めている事例や、金額により修繕費の負担者を決めていることから、運用によっては、指定管理者が小修繕を行うことを避けるなど、施設本来の修繕がなされない恐れのある事例が見受けられた。</p> <p>（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）</p> <p>（産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園）</p> <p>修繕費の取扱いについて適切に規定するべきである。</p>	<p>ア 平成 20 年度においては、施設・設備の維持管理に関する詳細な指示を明記した仕様書を添付した協定書を締結した。また、点検・保全・修繕等について、定期的に報告を受けるよう改善を図った。</p> <p>（保健福祉局子育て支援部・神戸市立総合児童センター）</p> <p>ア 次回の指定管理者指定に際して改善を講じたい。</p> <p>（保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立在宅障害者福祉センター）</p> <p>イ 修繕費の精算条項については、他施設の事例を参考に指定管理者と協議のうち、施設修繕にのみ執行されるよう、平成 20 年度中に協議を行い、協定書に定めることとする。</p> <p>（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）</p> <p>イ 平成 20 年度より、協定書に修繕費の精算条項を設けるなど、修繕が適切になされるよう措置を講じた。</p> <p>（産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園）</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針</p> <p>措置方針</p> <p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>ウ 協定書に、指定管理料の支払時期が明記されていない事例が見受けられた。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部観光交流課・ 神戸市立有馬温泉観光交流センター、 神戸市立太閤の湯殿館)</p> <p>協定書に支払時期を明記するとともに、早期に支払うべきである。</p>	<p>ウ 平成 20 年度の協定締結時より、支払時期を明記するよう改善した。</p>	措置済
<p>(2) 施設・設備の維持管理に関する事項 (技術面)</p> <p>① 協定書、施設・設備管理仕様書等の遵守について</p> <p>ア 仕様書で規定された保守業務、各種の点検業務はおおむね実施されているものの、従前、施設の管理を受託していた外郭団体が引続き指定管理者になった場合において、年度当初の「業務計画書」、年度終了後の「業務報告書」をはじめ、仕様書に記載の保守点検業務の提出書類が一切提出されていない事例が見受けられた。(別紙 3 参照)</p> <p>(産業振興局農水産課・ 神戸市立フルーツ・フラワーパーク) (みなと総局みなと振興部経営課・ 神戸市立須磨ヨットハーバー)</p> <p>その結果、所管課でも管理責任者に結果報告されていない。所管課、指定管理者共に仕様書の重要性(仕様書は契約書の一部であり、所管課、指定管理者の都合で省略できるものではないこと)を認識するとともに、必要な報告書等を提出するよう指導すべきである。</p>	<p>ア 仕様書を再確認し、必要な報告書等の提出を指示し、今後、適正な報告等がなされるよう措置を講じた。</p> <p>(産業振興局農水産課・ 神戸市立フルーツ・フラワーパーク)</p> <p>ア 指定管理者の事務的な負担が過大とならないよう、施設管理に必要な書類を精査し、本市と指定管理者の双方で提出書類と提出時期の確認を行ったうえで、平成 20 年度中に協議を行い、仕様書の見直しを行う。一覧表の添付など、把握しやすい方法を検討する。</p> <p>(みなと総局みなと振興部経営課・ 神戸市立須磨ヨットハーバー)</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>イ 設備管理報告書は四半期毎に報告している例が4施設あるのみで、年度毎の点検計画書、月毎の点検報告書、年度末の報告書といった、仕様書等に記載の提出書類の提出が履行されていない事例が見受けられた。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)</p> <p>(保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村)</p> <p>(建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森)</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突提中央ターミナル)</p> <p>その結果、所管課でも管理責任者に結果報告されていない。所管課、指定管理者共に仕様書の重要性(仕様書は契約書の一部であり、所管課、指定管理者の都合で省略できるものではないこと)を認識するとともに、必要な報告書等を提出するよう指導すべきである。</p>	<p>イ 区民センターについては、設備管理報告書は毎月提出を受けていたが、不具合の改善状況がわかりにくかったので、不具合リストを作成し、把握しやすくした。</p> <p>点検計画書は作成していたので、提出してもらった。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)</p> <p>イ 指定管理者に対し、必要な報告書等の提出について指導し、協定書付属の仕様書に、施設管理等に関する記録に本市の確認欄を設けることを追加した。</p> <p>(保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村)</p> <p>イ 設備の保守管理については各指定管理者に対し、四半期毎の報告書を義務付けているが、提出書類について不足な部分もあったため、報告内容及び様式についての指導を徹底するとともに、今後は「指定管理者制度運用マニュアル」の施設・設備維持管理チェックシートによりチェックを実施することを周知した。</p> <p>(建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森)</p> <p>イ 仕様書の一部を見直し、設備管理台帳を作成させ、それに基づき毎月(簡易版)・四半期(全体版)を報告するよう指示した。</p> <p>また、年度毎の点検計画書は提出するよう指導した。</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突提中央ターミナル)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>(2) 施設・設備の維持管理に関する事項（技術面）</p> <p>② 修繕費の執行</p> <p>仕様書では、1件あたりの指定金額を超える修繕と、総額が修繕費予算額を超える場合について、指定管理者は所管課に事前協議することとなっているが、</p> <p>ア 一切協議を行っていない事例があった。</p> <p>(産業振興局農水産課・ 神戸市立フルーツ・フラワーパーク)</p> <p>(建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園) (みなと総局みなと振興部経営課・ 神戸市立須磨ヨットハーバー)</p> <p>事前協議を行うべきである。</p> <p>イ 事前協議は行っていたものの、協議内容、結果を文書で残していない事例があった。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部文化交流課・ 神戸市立東灘区民センター)</p> <p>(教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・ 神戸市立王子スポーツセンター)</p> <p>事前協議の内容を明確にし、齟齬のないよう文書にて残すべきである。</p> <p>ウ また、本来、精算条項のある修繕費の一部が、精算のない施設保守管理費に紛れ込んだままで、事業報告書で決算をしている不適切な事例があった。(産業振興局農水産課・ 神戸市立フルーツ・フラワーパーク)</p> <p>所管課は、修繕内容はもちろんのこと、予算の執行状況についても、厳密に精査すべきである。</p>	<p>ア 修繕の協議については、毎月開催する調整会議のなかで事前協議するよう指示し、書面等により適正な協議等を徹底するための措置を講じた。</p> <p>(産業振興局農水産課・ 神戸市立フルーツ・フラワーパーク)</p> <p>ア 1件あたりの指定金額を超える修繕と、総額が修繕費予算額を超える場合については、指定管理者への事前協議の指導徹底及び適正な事前協議・回答を行う。(建設局公園砂防部管理課・ 神戸総合運動公園)</p> <p>ア 修繕に関する事前協議書については、平成20年度中に協議を行い、仕様書へ一覧表を添付するなど、把握しやすい方法を検討する。</p> <p>(みなと総局みなと振興部経営課・ 神戸市立須磨ヨットハーバー)</p> <p>イ 様式を定めて、協議内容、結果を文書で残すように改めた。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部文化交流課・ 神戸市立東灘区民センター)</p> <p>イ 平成20年度の指定管理者との協定において、事前協議は文書で行うよう規定する措置を講じた。</p> <p>(教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター)</p> <p>ウ 修繕費については、事業報告書の費目ごとに適切に決算するよう指示するとともに、修繕内容・予算の執行状況などについて、毎月開催する調整会議のなかで報告を受けるなど適正に執行されるよう措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針</p> <p>措置方針</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>エ 修繕にそぐわない案件を修繕費として執行している不適切な事例があった。</p> <p>(企画調整局医療産業都市構想推進室・神戸臨床研究情報センター)</p> <p>所管課は、事前協議を適正に行い、修繕内容を把握して、必要な指示をするべきである。</p>	<p>エ 指定管理者との協定書の詳細について定めた仕様書においては、「工事及び修繕等」として、「指定管理者が行う改造・改装」等の区分がなかったため、指定管理者と協議の上で、今後は仕様書を改め「工事及び修繕等」の適切な管理に努めていく。</p>	措置方針
<p>(2) 施設・設備の維持管理に関する事項 (技術面)</p> <p>③ 修繕報告書の未提出</p> <p>ア 仕様書では、修繕後直ちに報告書を提出することとしているが、1件ごとに速やかに報告書の提出を受けている所管課はなかった。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)</p> <p>(保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村)</p> <p>(産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園、神戸市立フルーツ・フラワーパーク)</p> <p>(建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森)</p> <p>(みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突堤中央ターミナル)</p> <p>(教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター)</p> <p>報告書を提出するよう指導するべきである。</p>	<p>ア 修繕については、新たに修繕一覧表と修繕報告書の様式を定め、指定管理者から報告してもらうようにした。</p> <p>なお、修繕といってもガラスが割れたような軽微なものから、本市との協議が必要なものまで様々であるので、1件5万円未満の軽微な修繕については、一覧表のみ記載してもらうこととし、1件5万円以上の修繕については、所定の様式で修繕報告書の提出を求めることとした。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)</p> <p>ア 指定管理者に対し、1件ごとに速やかに報告書を提出するよう、指導し、協議書番号などで管理することとした。(保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村)</p> <p>ア 修繕の報告については、修繕期日・修繕箇所・修繕費用・施工業者などを書面で適切に管理し、速やかに報告を受けするための措置を講じた。</p> <p>(産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園、神戸市立フルーツ・フラワーパーク)</p> <p>ア 施設の修繕報告については、四半期毎の報告書への修繕リストの明記を徹底するとともに、あわせて重要な修繕については、完了後速やかに修繕結果の報告を行うよう周知した。</p> <p>(建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森)</p>	<p>措置方針</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>また、仕様書で修繕後の報告書の提出を求めている所管課があった。 (企画調整局医療産業都市構想推進室・神戸臨床研究情報センター) 仕様書に明記して、報告書の提出を求めるべきである。</p> <p>イ 仕様書では指定管理者が行った修繕で不具合があれば、所管課はやり直しを指示できることになっている。しかし、指定管理者が事前の計画と異なる施工方法で修繕し、速やかに報告しなかったため、利用者の安全面で問題があると思われる状態で放置されている事例があった。 (産業振興局農水産課・神戸市立フルーツ・フラワーパーク) 速やかに修繕報告書を提出させるとともに、必要な指示を行うべきである。</p>	<p>ア 修繕報告書の提出時期については、重要な修繕については、その都度報告を、また、その他の修繕については、四半期毎の報告で履行確認することとし、平成 20 年度中に協議を行い、仕様書の見直しを行う。 (みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)</p>	措置方針
	<p>ア 指定管理者に対し、修繕後 1 件ごとに速やかに（軽微なものにあつては事務の簡素化にも配慮し修繕後速やかに）報告書を提出するよう指導する措置を講じた。 (教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター)</p>	措置済
	<p>ア 仕様書においては修繕内容に関する本市と指定管理者による事前協議は定められているが、修繕後に報告書を提出することとなっていないため、指定管理者と協議の上で、今後は仕様書を改め修繕内容の報告を求め、修繕内容を適切に管理していく。 (企画調整局医療産業都市構想推進室・神戸臨床研究情報センター)</p>	措置方針
	<p>イ 本件に関しては、指定管理者から報告書を提出させるとともに、指定管理者が必要な措置を講じたことを確認した。今後、速やかに修繕報告を行えるよう措置を講じた。</p>	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>(2) 施設・設備の維持管理に関する事項（技術面）</p> <p>④ 施設・設備管理台帳について</p> <p>指定管理者制度移行時に管理台帳を（みなと総局以外は電子ファイル形式で）作成し修繕履歴を整理するよう、仕様書で指定管理者に義務付けしているが、監査時点で、管理台帳が作成できている施設は皆無であった。</p> <p>（国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター）</p> <p>（保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村）</p> <p>（産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園、神戸市立フルーツ・フラワーパーク）</p> <p>（建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森）</p> <p>（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）</p> <p>（みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突提中央ターミナル）</p> <p>（教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター）</p> <p>このままでは、当制度導入後も含め修繕記録が失われていく状況になる。早急に作成するよう指導すべきである。</p>	<p>管理台帳を作成するために、指定管理期間中の修繕の履歴を残しておくように指導している。</p> <p>本市の施設として、管理台帳の共通様式が示される予定であるとのことであるので、具体的な作業については、様式が示されてから進めていきたい。</p> <p>（国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター）</p> <p>指定管理者に対し、管理台帳の作成、修繕履歴の整理について、早急に実施するよう指導した。</p> <p>（保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村）</p> <p>施設・設備管理台帳については、早急に整備するとともに、電子化を進めるよう指導した。</p> <p>（産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園、神戸市立フルーツ・フラワーパーク）</p> <p>各指定管理者に対して、適正に設備管理台帳を作成するよう指導した。</p> <p>（(2)の①と同様に、施設・設備維持管理チェックシートによりチェックを実施する。）</p> <p>（建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森）</p> <p>施設・設備管理台帳については、本市が元台帳を作成しておく必要があるため、技術部門及び指定管理者と検討していく。</p> <p>（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）</p>	<p>措置方針</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置方針</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	<p>設備管理台帳（対象設備・点検項目・不具合箇所・修理状況等が記載のあるもの）を作成するように指導した。</p> <p>（みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突提中央ターミナル）</p> <p>まず指定管理者制度導入後の修繕履歴を整理し，都市計画総局などの協力を得ながら，管理台帳の整備に努める。</p> <p>（教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター）</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針</p>